

事例 4

町民の大きな負担を 解消するために

与那国町



権限移譲事務 旅券法に基づく事務

事例紹介
与那国町

移譲受け入れの経緯

与那国町では、パスポート申請の際、八重山旅券発行所(石垣市)まで飛行機等で移動して手続する必要があり、かなりの費用と時間がかかる等の状況が生じていた。

これらの課題を解決し、役場窓口で申請・受取を完結できるようにするため、パスポート事務の権限移譲を受け入れることとした。

なお本町では、県から市町村へのパスポート事務の権限移譲が始まった平成 22 年度から移譲を受けている。

取組・効果

権限移譲後、役場でパスポートの申請・受取ができるようになった。このことにより、八重山旅券発行所(石垣市)への移動費用及び時間がかからなくなり、住民の大きな負担が解消された。

<権限移譲前の状況>



八重山旅券発行所
(石垣市)への
移動負担が解消!
(申請・交付の2回分)

※与那国島～石垣島
移動距離:約 127 km
移動時間:飛行機 約 35 分
船舶 約4時間

また、パスポート事務の実施にあたり、担当窓口を「戸籍・住民登録係」に置いた。

このことにより、住民は、戸籍謄(抄)本の申請とパスポートの申請を同時に手続できるようになり、手続の利便性も向上した。

<役場窓口の様子>



沖縄県旅券センターにおいては、パスポートの交付日を県内全市町村共通で「住民が申請してから 10 日後(土・日・祝祭日を除く)」としている。本町では、郵送にも日数を要する状況があるため、住民の申請日に県旅券センターへ郵送できるよう、最優先業務として取り扱っている。

住民の声

住民からは「石垣市までの移動費用(航空運賃往復×2回分)がかからなくなり、大分助かっている」との意見が多く寄せられている。

(担当課:与那国町総務財政課)

平成 28 年 3 月作成